

岡山県公報		発行 岡山県	
			
目次		担当課（室）	
【告示】 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 漁船保険付保義務の消滅 【公告】 ○ 一般競争入札の実施 ○ 岡山県ボランティア・NPO活動支援センターの指定管理者の募集 ○ 岡山県天神山文化プラザの指定管理者の募集 ○ 令和七年度職業訓練指導員試験の実施 ○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧 ○ 土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧 ○ 公共測量の実施 〃 ○ 岡山港（福島・高島地区）港湾施設の指定管理者の募集 【教育委員会】 ○ 岡山県渋川青年の家の指定管理者の募集 ○ 岡山県青少年教育センター閑谷学校の指定管理者の募集		健康推進課 水産課 危機管理課 県民生活課 文化振興課 労働雇用政策課 耕地課 〃 監理課 〃 港湾課 教育委員会 〃	
		目次	
		担当課（室）	

◎岡山県告示第四百三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年八月十五日

指定した医療機関

名称

大手町薬局メディカルスワミ

所在地

赤磐市河本一四一―一

岡山県知事 伊原 隆 太

指定年月日

令和七年六月三十日

◎岡山県告示第四百四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、令和三年岡山県告示第四百五号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和七年七月十五日限り、消滅した。

令和七年八月十五日

加入区の名称 真鍋島加入区

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

「三五七」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和七年八月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

- (1) 調達件名
岡山県高度防災情報ネットワーク整備事業IP通信基盤整備業務委託
- (2) 調達業務の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和10年3月31日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年度に県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和7年岡山県告示第186号（情報通信サービスの調達の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、業務種目の大分類が「8情報・通信サービス」であり、小分類「2システム等開発・改良」及び「7通信サービス（システムを利用するものに限る）」の両方の登録があり、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格

告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県総務部デジタル推進課

電話 (086) 226－7264

(2) 申請期限

令和 7 年 9 月 5 日 (金) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県危機管理課

電話 (086) 226－7293

FAX (086) 225－4559

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和 7 年 8 月 15 日 (金) から同年 9 月 5 日 (金) まで (岡山県の休日を定める

条例 (平成元年岡山県条例第 2 号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。)

の午前 9 時から午後 4 時まで

イ 交付方法

岡山県危機管理課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/>)

からダウンロードすること。ただし、仕様書については(1)の場所にて交付する。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵送等 (書留郵便又は信書便によるものに限る。以下同じ。) によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 9 月 24 日 (水) 午前 10 時

ただし、郵送等による場合にあつては、令和 7 年 9 月 22 日 (月) 午後 4 時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県庁 9 階 903 会議室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書等入札説明書で指定する添付書類を令和 7 年 9 月 5 日 (金) 午後 4 時までに、4 (1) の場所へ提出 (郵送等によるものを含む。) しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the service to be procured :
Okayama Prefecture Advanced Disaster Prevention Information Network
Development Project IP Communication Infrastructure Development Contract
- (2) Contract period :
From the contract start date through March 31, 2028
- (3) Time limit for tender :
Tenders submitted in person: 10:00 A.M. 24 September, 2025
Tenders submitted via post: by 4:00 P.M. 22 September, 2025
- (4) Contact point for the notice :
Okayama Prefecture Crisis Management Division,
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL: (086) 226-7293

〔三五八〕岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例（平成十七年岡山県条例第十五号。以下「条例」という。）第十一条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和七年八月十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター（以下「センター」という。）

2 所在地

岡山市北区南方二丁目一三番一号（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館二階）

3 施設概要

- (1) 延床面積（センター占用部分） 一、一七〇平方メートル
- (2) 施設内容 研修室、会議室、貸事務所、作業スペース、貸ロッカー、相談スペース、情報提供スペース、交流スペース、子ども（一時預かり）スペース、管理運営事務所、給湯室、トイレ等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例施行規則（平成十七年岡山県規則第二十三号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百四号）及び別に示す岡山県ボランティア・NPO活動支援センター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関すること。
- 2 施設等の提供及び維持管理に関すること。
- 3 ボランティア・NPOの活動に関する相談、研修並びに情報の収集及び提供に関すること。
- 4 その他センターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、センターの管理運営に要する費用及び県が指定管理者に委託する事業の実施に要する経費（以下「管理運営経費等」という。）並びにセンターの設置目的に沿って指定管理者が自ら企画し、及び実施する事業に充てるものとする。

また、利用料金に係る収入のほかに、管理運営経費等に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、三の業務に要する経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者とが締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に主たる事務所を有し、県内を中心に活動している法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次の要件を全て満たすものとする。

なお、複数の法人等が共同して応募する場合は、次の要件のAについては構成

法人等のうち少なくとも一以上のものが、イ及びウについては全てのものが該当していることを要する。

ア 他の主体が行うボランティア・NPO活動に関する支援を行うためのノウハ
ウを有していること。

イ 法人等としての活動期間が二年以上継続していること。なお、法人にあつては、法人格を取得する前に任意団体としての活動期間がある場合は、その期間も通算することができる。

ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第二項(同項を準用する場合を含む。)の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。)が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成二十二年岡山県条例第五十七号)第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者

イ 暴力団(岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和七年八月十五日(金)から同年十月十四日(火)までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する休日をいう。)を除く。

(2) 配布場所

岡山県県民生活部県民生活課県民協働推進班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六―二二六―七二八七(直通)

ファックス 〇八六―二二二―五三五四

電子メールアドレス npo@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。

なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三百二十円分の切手を貼った返信用封筒(角形二号(A四サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの))を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県県民生活部県民生活課のホームページからダウンロードすることもできる。

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和七年八月二十九日（金）午前十時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度（以下「前事業年度」という。）における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和七年十月十四日（火）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県県民生活部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 設置目的を理解した提案内容であること。

(2) センターの機能を最大限に発揮させるものであること。

(3) センターの管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和七年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用する必要がある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六 2 (2) の場所

〔三五九〕岡山県天神山文化プラザ条例（平成十七年岡山県条例第十六号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和七年八月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県天神山文化プラザ（以下「文化プラザ」という。）

2 所在地

岡山市北区天神町八番五四号

3 施設概要

- (1) 敷地面積 六、八一七平方メートル
(2) 建築面積 二、三五九平方メートル
(3) 延床面積 五、七三九平方メートル
(4) 施設内容 展示室（五室）、ホール、練習室（五室）、会議室（二室）、文化情報コーナー等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う文化プラザの管理の基準は、条例、岡山県天神山文化プラザ条例施行規則（平成十七年岡山県規則第百十四号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第百三十四号）及び別に示す岡山県天神山文化プラザ指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 文化プラザの施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供
2 文化活動の鑑賞及び発表の機会の提供
3 文化活動に関する情報の収集及び提供
4 県民文化の振興に関する事業の実施
5 施設等の利用者等の許可
6 施設等の維持管理
7 1から6までに掲げるもののほか、文化活動の促進及び文化プラザの運営に関し必要な業務

四 指定管理者の指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として收受し、文化プラザの管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他の文化プラザの管理運営に係る収入のほかに、文化プラザの管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和七年八月十五日（金）から同年十月十四日（火）までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県環境文化部文化振興課文化振興班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六―二二六―七九〇一（直通）

ファックス 〇八六―二三三―五七二〇

電子メールアドレス bunkasin@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、五百十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県環境文化部文化振興課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/23/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和七年八月二十八日（木）午後一時三十分から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

- (1) 受付期間
 - 2 (1)の期間
 - (2) 提出書類
 - ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）
 - イ 文化プラザの管理に係る事業計画書及び収支予算書
 - ウ 法人等の概要
 - エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
 - オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。
 - カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書
 - ク 役員の名簿
 - ケ 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申立書
 - コ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書
 - サ その他募集要項で定める書類
 - (3) 提出場所及び提出方法
 - 2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和七年十月十四日（火）必着とすること。
- 七 指定管理者の候補の選定
 - 1 指定管理者候補選定委員会の設置
岡山県環境文化部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。
 - 2 審査基準
 - (1) 事業計画の内容が県民文化の振興に資するものであること。
 - (2) 事業計画の内容が文化プラザの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
 - (4) 文化団体等との連携が図られること。
 - (5) 利用者の個人情報保護、災害等緊急時の対応に係る計画の策定等の危機管理に関する適切な取組ができること。
 - 3 選定結果の通知等
指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和七年十一月下旬を予定）
- 八 指定管理者の指定
指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。
- 九 その他
 - 1 提出書類は、返却しない。

- 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用するところがある。
 - 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
 - 4 提出書類は、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
 - 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
 - 6 提出書類に虚偽又は不正があつた場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があつた場合は、申請を無効とする。
 - 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。
- 十 問い合わせ先
- 六 2 (2) の場所

〔三六〇〕職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、令和七年度職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

令和七年八月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験を実施する免許職種

1 実技試験を実施する免許職種

木工科

2 学科試験（指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。）及び関連学科）を実施する免許職種

木工科

3 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）別表第十一の免許職種の欄に掲げる職種のうち、木工科を除いたもの

二 試験科目

試験科目は、次のとおりとする。

免許職種	実技試験の科目	学科試験の科目
木工科	木製品製作	一 指導方法 二 関連学科 1 系基礎学科 （1）製図（現図画法 読図法） （2）木材加工法（木材乾燥法 木材加工用機械木材加工法） （3）安全衛生（安全管理 衛生管理） 2 専攻学科 （1）工作法（木製品 工作法 組立法 仕上法 加飾法 木材加工用機械 仕様及び積算） （2）塗装法（塗装機器 塗装法） （3）材料（木工用材料 接着剤 仕上用材料）
一 3 の免許職種		指導方法

三 受験資格

1 一の免許職種ごとに、次に該当する者は、試験を受けることができる。

(1) 木工科

法第三十条第三項の規定による受験資格を有する者

(2) 一 3 の免許職種

法第三十条第三項の規定による受験資格を有する者であって、規則第四十六条の規定により、免許職種に関し、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の全部が免除になる者

2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

(1) 拘禁刑（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役及び旧刑法第十三条に規定する禁錮を含む。）以上の刑に処せられた者

(2) 法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の免除

規則第四十六条の表の上欄に該当する者は、それぞれ同表の下欄に掲げる試験の免除を受けることができる。

五 試験の日時

1 学科試験

(1) 指導方法

令和七年十月二十一日（火曜日）午前十一時から正午まで

(2) 関連学科

令和七年十月二十一日（火曜日）午後一時三十分から午後三時三十分まで

2 実技試験

令和七年十月二十五日（土曜日）午前九時から午後四時まで

六 試験場所

1 学科試験

岡山県庁分庁舎共用会議室五〇七（岡山市中区古京町一丁目七番三六号）

2 実技試験

岡山県立北部高等技術専門校（津山市川崎九五三番地）

七 受験申請手続

1 申請書類

(1) 受験申請書

(2) 履歴書

(3) 写真二枚（申請前六月以内に撮影した上半身、正面、無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもの。なお、写真の裏面には、氏名を記入すること。）

(4) 受験資格を証明する書類

(5) 試験の免除を受けようとする者は、その資格を証明する書類

2 申請書類の提出先

郵便番号 七〇〇―八五七〇

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県産業労働部労働雇用政策課

3 申請書類の提出方法及び受付期間

申請書類の提出は、郵送（簡易書留）によることとし、令和七年八月十五日（金曜日）から同年九月十八日（木曜日）（同日の消印があるものまで有効とする。）まで受け付ける。

4 受験手数料

次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める額の手数料を収納専用窓口で納付すること。

実技試験 一万五千八百円

学科試験 三千百円

八 合否判定の基準

1 実技試験、学科試験の指導方法並びに学科試験の関連学科の系基礎学科及び専攻学科についてそれぞれ満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験の関連学科の系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 実技試験について満点の六割以上の得点がある場合（1の場合を除く。）は、実技試験に限り合格とする。

3 学科試験の指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1の場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

4 学科試験の関連学科の系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1の場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

九

合格発表の方法

令和七年十一月五日（水曜日）に岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>）に合格者の受験番号を掲示するか、合格者には書面で通知する。

十 その他

1 その他注意事項等については、「令和七年度職業訓練指導員試験受験案内」（以下「受験案内」という。）を参照すること。

2 受験案内及び受験申請書様式は、岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページからダウンロードできる。なお、受験案内及び受験申請書様式の郵送を希望する者は、宛先を明記し、百八十円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角形二号）を同封の上、申し込むこと。

3 この試験について不明な点は、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話〇八六―二二六―七三八七）に問い合わせること。

〔三六一〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあつた新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和七年八月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

宗津東町4番川	（非補助土地改良事業（かんがい排水））	（
都縦貫樋門	〃	）
北七区11条準幹用水	〃	（
錦六区横4樋門	〃	）
西七区4条準幹排水	〃	（
錦中40樋門	〃	）
西七区1号2	〃	（
内尾2番樋門	〃	）
北七区6条10条樋門	〃	（
5号堅丘1交差樋門	〃	）
縦覧に供する書類		
土地改良区定款		
事業計画書		
縦覧の期間		
令和七年八月十五日から同年九月五日まで		
縦覧の場所		
岡山県備前県民局農林水産事業部		

令和7年8月15日 岡山県公報 第12727号

〔三六二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和7年8月15日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

西七区支線93号（非補助土地改良事業（かんがい排水））

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

四 縦覧の期間

令和7年8月15日から同年9月5日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔三六三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年八月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

久米郡美咲町西川 地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和七年八月十八日から同 年十二月二十六日まで	測 量 期 間

〔三六四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年八月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	小田郡矢掛町東三成地内
測量の種類	公共測量（三級基準点測量及び四級水準測量）
測量期間	令和七年七月三十一日から同年十二月十九日まで

〔三六五〕岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号。以下「条例」という。）第十七条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和七年八月十五日

岡山県知事 伊 原木 隆 太

一 対象施設（平成十九年岡山県告示第三百六十八号（指定管理施設の指定）に掲げる指定管理施設）

1 名称

岡山港における岡山県の管理に属する港湾施設のうち、2に掲げる地区に所在する3に掲げる施設（以下「指定管理施設」という。）

2 所在地

- (1) 福島地区（岡山市南区築港元町地内をいう。以下同じ。）
- (2) 高島地区（岡山市中区新築港地内をいう。以下同じ。）

3 施設概要

浮さん橋、岸壁、物揚場、野積場、港湾施設用地、上屋及びこれらに隣接する臨港道路の一部、給水施設、オイルフェンス格納庫（福島地区に所在するものに限る。）及び緑地（高島一号緑地、高島二号緑地、高島三号緑地、高島四号緑地、高島五号緑地、高島六号緑地、高島七号緑地及び高島八号緑地に限る。）並びにこれらの附帯施設

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う指定管理施設の管理の基準は、港湾法（昭和二十五年法律第二十八号）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）並びにこれらの法律に基づく政令及び省令、条例、岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規則（昭和二十七年岡山県規則第二十七号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百四十四号）並びに別に示す岡山港福島・高島地区港湾施設指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の内容

1 指定管理施設の占用等の許可に関すること。

2 指定管理施設の維持管理に関すること。

3 その他指定管理施設の運営に関し必要な業務

四 指定管理者の指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費等

1 指定管理施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、指定管理施設の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

2 消耗品の交換、一件五十五万円まで、かつ、年総額三百三十万円までの施設の修繕及び消防用設備等の法定点検については、指定管理者の負担とする。

3 指定管理者は、募集要項に定める基準納入額（以下「基準納入額」という。）を、会計年度（四月一日から翌年三月三十一日まで。以下同じ。）ごとに県に納入するものとする。

4 指定管理者は、指定の申請時に提出する収支予算書の収入と支出の差額（以下「予定剰余金」という。）のうち、基準納入額を上回る額の二分の一の額（以下「予定剰余金追加納入額」という。）を、会計年度ごとに県に納入するものとする。

5 指定管理者は、毎会計年度終了後、利用料金等の収入額から管理運営費等の支出

額を差し引いた額（以下「決算剰余金」という。）が予定剰余金（当該額が基準納入額を下回る場合は、基準納入額）を上回る場合は、当該上回る額の二分の一の額を県に納入するものとする。なお、決算剰余金が予定剰余金を下回った場合においても、基準納入額及び予定剰余金追加納入額は、原則として変更しないものとする。

6 県へ納入する額、方法及び時期については、県と指定管理者とが締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 港湾施設（港湾法第二条第五項各号に掲げる施設をいう。）の管理業務に携わった実績を有する法人等又はこの業務に携わった経験を有する者を業務に従事させることができる法人等であること。

(3) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）第五十六条第一項及び第二項に規定する要件を満たす者又は満たす見込みである者を、埠頭保安管理者の業務に従事させることができる法人等であること。

(4) 一2に掲げる地区に近接した位置に、業務に当たる事務所を確保することができる法人等であること。

(5) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者（未納税額について徴収（納税）の猶予を受けている者を除く。）

(6) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 指定管理施設の使用許可の申請団体でないこと。

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和七年八月十五日（金）から同年十月十四日（火）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）

を除く。

(2) 配布場所

岡山県土木部港湾課

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六―二二六―七四八四（直通）

ファックス 〇八六―二二七―五五五一

電子メールアドレス kowan@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接受け取ること。また、岡山県土木部港湾課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/66/>

3 募集説明会

(1) 開催日時

令和七年八月二十八日（木）午前十時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 指定管理施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び

収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度（以下「前事業年度」という。）における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1 (5)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (6)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和七年十月十四日（火）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県土木部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めると

ころにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 事業計画の内容が指定管理施設の利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が指定管理施設の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- (4) その他指定管理施設の管理を効率的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和七年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
- 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のために必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用するところがある。
- 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- 4 提出書類は、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
- 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
- 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項及び仕様書に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

◎岡山県教育委員会公告

岡山県渋川青年の家条例（昭和三十八年岡山県条例第六号。以下「条例」という。）
第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和七年八月十五日

岡山県教育委員会

一 対象施設

1 名称

岡山県渋川青年の家（以下「青年の家」という。）

2 所在地

玉野市渋川二丁目七番一号

3 施設概要

(1) 敷地面積 六、二九八・九八平方メートル
(2) 延床面積 四、九二七・〇九平方メートル

(3) 施設内容 本館・附属棟、体育館、グラウンド、駐車場等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う青年の家の管理の基準は、条例、岡山県渋川青年の家条例施行規則（昭和三十八年岡山県教育委員会規則第七号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県教育委員会規則第二十三号）及び別に示す岡山県渋川青年の家指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 青年の家の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関すること。

2 施設等の維持管理に関すること。

3 条例第二条に規定する業務の実施に関すること。

4 その他青年の家の運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、青年の家の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他の青年の家の管理運営に係る収入のほかに、青年の家の管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者とが締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を

制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和七年八月十五日（金）から同年十月十四日（火）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日という。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県教育庁生涯学習課振興班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六―二二六―七五九五（直通）

ファックス 〇八六―二二四―二〇三五

電子メールアドレス syogai@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に配布を受けること。また、岡山県教育庁生涯学習課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/149/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和七年八月二十八日（木）午後二時から

令和七年九月十七日（水）午後〇時三十分から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 青年の家の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び

収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度を除く過去三事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という）。ただし、指定申請書を提出する日においてその日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度を含む過去三事業年度の事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和七年十月十四日（火）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県教育委員会指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
(2) 事業計画の内容が青年の家の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) その他青年の家の業務を効果的に行うため教育委員会が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和七年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用するがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があつた場合その他申請者又は関係者において不適法又

- 7 は不正な行為があつた場合は、申請を無効とする。
- 十 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。
- 六 2 (2) の場所 問い合わせ先

◎岡山県教育委員会公告

岡山県青少年教育センター閑谷学校条例（昭和四十年岡山県条例第二十六号。以下「条例」という。）第十二条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和七年八月十五日

岡山県教育委員会

一 対象施設

1 名称

岡山県青少年教育センター閑谷学校（以下「センター」という。）

2 所在地

備前市閑谷七八四番地

3 施設概要

- (1) 敷地面積 五七、八七九・〇七平方メートル
(2) 延床面積 五、八三〇・一九平方メートル

(3) 施設内容 本館、キャンプ場、野外活動施設、駐車場等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県青少年教育センター閑谷学校条例施行規則（昭和四十年岡山県教育委員会規則第六号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県教育委員会規則第二十三号）及び別に示す岡山県青少年教育センター閑谷学校指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 条例第六条第一項第一号に掲げる行為及び同項第三号から第五号までに掲げる行為（特別史跡旧閑谷学校の区域内に係るものを除く。）の許可に関すること。
2 条例第二条に規定する業務（史跡等に係るものを除く。）の実施に関すること。
3 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
4 その他センターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として收受し、センターの管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他のセンターの管理運営に係る収入のほかに、センターの管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者とが締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項（同

項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあっては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和七年八月十五日（金）から同年十月十四日（火）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県教育庁生涯学習課振興班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 ○八六―二二六―七五九五（直通）

ファックス ○八六―二二四―二〇三五

電子メールアドレス syogai@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に配布を受けること。また、岡山県教育庁生涯学習課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/149/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和七年八月二十九日（金）午後二時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2(1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び

収支予算書

才 指定申請書を提出する日の属する事業年度を除く過去三事業年度の法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日においてその日の属する事業年度の前の事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度を含む過去三事業年度の事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

力 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和七年十月十四日（火）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県教育委員会指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
(2) 事業計画の内容がセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) その他センターの業務を効果的に行うため教育委員会が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和七年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用するがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があつた場合その他申請者又は関係者において不適法又

- 7 は不正な行為があつた場合は、申請を無効とする。
- 十 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。
- 六 2 (2) の場所 問い合わせ先